

第3回道州制推進会議に係る意見への対応等

資料 1

意見	対応
<p>今後さらなる「戦略的な考え方」が必要であり、各テーマについて、北海道の何が課題となっており、規制緩和や権限・財源の移譲により「何がどう変わるのか」を示す必要がある。</p>	<p>・今回策定した「道州制プログラム(仮称:案)」においては、各テーマごとに北海道として道州制を先行的に実施するねらいや優位性、課題、さらには、全国の道州制モデル地域としての考え方等を追加しているが、今後とも、市町村や経済界等からもご意見をいただきながら、より具体的内容となるように努めていく考えである。</p>
<p>自然環境の保全に欠かすことのできない国立公園に係る権限移譲等を追加する必要がある。</p>	<p>・「国立公園利用調整地区に係る立入の認定及び指定認定機関の指定」に係る権限移譲を追加する。</p>
<p>本道の基幹産業である農業・漁業ともさらに肉付けをしていく必要がある。また、道州として主体性を持った産業雇用政策を進めていくことが重要であり、この部分が主軸になるので、肉付けが必要である。</p>	<p>・農業に関しては、新たな項目について検討中である。</p> <p>・漁業に関しては、市町村等による内水面の管理・活用(遊漁規則の設定)及び漁家民宿に対する消防法の規制緩和を追加する。</p> <p>・他産業からの農業への参入に係る金融の円滑化などについて、追加する。</p>
<p>一般国道等の整備及び管理に関連し、トラックの重量規制あるいは国道における速度規制についての議論を落とすのは問題。また雇用では、もう少し立ち入った権限移譲、規制緩和などの検討が必要である。</p>	<p>〔速度規制等については、道路交通法等の改正を伴うとともに、交通事故の増加も懸念される問題でもあることから、なお、検討を要する。〕</p> <p>・雇用に関する権限移譲や規制緩和については、道とハローワークとの連携等を視野に入れ、再度検討することとしている。</p>
<p>観光に関連して、遊覧船などを自治体・民間が運営しているが、この規制が大変厳しく、免許を取る、航路を変更するといったことにも、国の許可・認可が必要である。そういうソフト面も先行的にやれるものとして入れてもらえればと思う。</p>	<p>・観光等に係る遊覧船などの運航については、その規模にもよるが、事業の開始に当たっては、河川、湖沼も含め、海上運送法の適用を受け、法的認可が必要である。</p> <p>・使用する船舶については、船舶法等による設備の要件を具備していることが求められる。</p> <p>・実際の運航航路については、使用する港湾等にもよるが、港内においては港則法、水域においては海上衝突予防法や海上交通安全法などの規制により、運航上の安全はもとより利用者の安全、他の定期・不定期航路などとの関係を確保しなければならない。</p> <p>・遊覧船に限らず、特に旅客運送に関する船舶の運航については、人命を預かるという観点から、船舶の設備的規制、船員数等貨物の輸送に比べ厳しいものとなっており、国(運輸局)において法律に基づき全国的に統一された取扱いとなっている。</p> <p>・国の地方支分部局との関係については、引き続き、総合的に検討すべき課題と考えている。</p>

意見	対応
<p>サマータイムの導入について、経済界が相当の効果があるということで（提言しているが）、そういうものを北海道らしく入れられないのか。</p>	<p>・道としても、サマータイムのメリットあるいはデメリットなどについて研究して参りたいと考えているが、いずれにしてもサマータイム制度は道民の生活全般に関わることから、今後の道民の理解や気運の盛り上げりを踏まえた対応が必要と考える。</p>
<p>北海道では風力発電に非常にたくさん取り組んでいるが、農地があると、必ずひっかかる。農地をつぶすわけではなく、そこに（風力発電の設備を）建てただけで農地としては使えるので、農地法の規定を整理できればと思う。</p>	<p>・新たな項目として、検討中である。</p>
<p>地域医療の充実で、医療大学の入学定員増という規制緩和が挙げられているが、北海道全体として医師は足りなくなっていないのではないか。むしろ今の政策の中で、北海道の中の地方と都市のバランスをどうするか、地方に医師を送れるような政策がないのか。同時に、九州あたりはものすごく多くの医師がいるので、そちらからの医師募集に力を入れた方がよいのではないか。</p>	<p>・現在、札幌医科大学において「へき地勤務医入学枠」の検討を行っているが、道州制以外の政策対応で行っていくこととし、非登載とした。 本道の過疎地勤務医確保のため、昨年度から保健福祉部長が九州、東京地区の医科大学を訪問し、派遣要請を行うなどの取組みを実施している。しかし、九州地区においても離島の勤務医の確保は依然難しく、本道への招へいは難しい状況にあるが、今後とも医師の確保についての確に対応できるよう努めていく考えである。</p>
<p>地域医療の充実の問題は、過疎地で特に専門医がいないことである。過疎地で緊急用に自衛隊のヘリコプターを呼ぶためには、町長が道に電話をかけて、道から自衛隊へ、その前にどこかあるということで非常に複雑である。まさにそのようなところこそ、規制緩和なり権限の移譲ということで何か考えることが大事なのではないか。</p>	<p>・道では、救急医療に対応するため、消防防災ヘリコプター 2 機と札幌市所有のヘリコプター 1 機の 3 機体制で業務を行っている。伝達経路は市町村の消防から道の防災航空室に連絡があり、フライトの判断を行っているが、全てのヘリコプターが出場中である場合は、自衛隊や海上保安庁、道警との連携を図りながら対応している。しかしながら、天候状況の確認等により時間を要する場合があるが、今後とも迅速な対応に努めていくこととしている。</p>

意見	対応
<p>道州制の下での国、道、市町村の役割分担を明確にしていく必要があるとともに、道から市町村への権限移譲も根幹に関わる部分なので、早急に検討する必要がある。</p>	<p>・今後、市町村への権限移譲などを推進する体制を整備し、必要な取組みは プログラム事業として位置づけることとし、その旨、プログラムに明記した。</p>
<p>道の総合計画等との整合性を図っていくほか、政策評価を行うに当たって、きめ細やかな指数が必要となる。 例えば、北海道で離農する人が年間に1万人くらいいる。新規就農者は200人くらいであり、その新規就農が少ない分をどうするかというと、農業従事者の中に中国の外国人労働者で賄われているというのが現実である。ここの部分で規制緩和としてこうしていかなければならないということが、指標の数字で出てきて、そして農業のこれからの生産を維持していくことになってくる。そういうところが所管の中できめ細かに出すと、見たときに非常にわかりやすいし、裏付けとして必要ではないか。</p>	<p>・今回のテーマ設定に当たっては、第3次北海道長期総合計画や北海道新生プラン等の道の長期的・総合的な計画を基本として、その整合性を図りながら検討したものである。</p> <p>・施策の目標となる指標については、総合計画や新生プランで掲げている、例えば、「外国人観光客50万人計画」「北海道雇用創出プラン(2カ年で5万人の雇用の場を創出)」などと連動しながら、道民に分かりやすい内容となるように努めていく。</p>
<p>北海道自体も税収が非常に落ち込んでいるが、この要因の一つに、北海道から転出される人と北海道に転入される人では、約1万人くらい転出者が多くなっている。当然、所得税を払う人が少なくなり、事業をされている支店、支社が全部東京や大阪へ戻ってしまう。こういうところを産業とか雇用を維持していく上では、視点として非常に大事なところではないか。</p>	<p>・平成15年度の道の人口は、道外への転出者が転入者を大きく上回っており、このことは、人材の流出につながっており、深刻な状況にあるものと考えている。このため、道としては、新生プランにおいて「基幹産業が活性化し、新産業・新事業の創出が進み、雇用の場が確保され、経済が元気を取り戻している北海道を目指す」こととしており、現在、経済再建や未来を担う人づくり等に重点的に取り組んでいるところであり、先行実施に当たってもこのような観点に立って推進していく考えである。</p>
<p>資料は、「権限移譲」が先にきているが、「規制緩和」を最初に示したほうがよい。それによって「何がどう変わるか」がより明確になると思われる。</p>	<p>・ご意見の趣旨を踏まえ、推進プログラム(仮称)の中で「規制緩和」が先にくるように修正する。</p>

道州制プログラム（仮称：案）

- 北海道を道州制の先行地域に -

試される大地

北海道

道州制プログラムの策定の趣旨

少子高齢化や高度情報化、グローバル化の進展、環境問題の多様化等、経済社会情勢が大きく変化する中で、北海道は、現在、地域経済の低迷や雇用情勢の悪化、危機的な地方財政など大変厳しい状況に直面しています。

こうした困難を乗り越え、希望に満ちた「新生北海道」へ向かって着実に歩みを進めるためには、地域が自ら知恵を出して自らの価値を創造していくことが必要です。

これまで道では、地域主権の時代にふさわしい自治のあり方を模索する中で、将来的な自治の姿として道州制の検討を行い、平成15年8月には、道州制を基本とした「分権型社会のモデル構想」を策定したところです。

豊かな自然や様々な資源に恵まれた北海道は、今後の発展に向けた大きな潜在力と可能性を持っています。このような条件を生かして、北海道全体を活力に満ちた大地として再生する「新生北海道」の実現への大きなステップとするとともに、地域主権の取組みが住民の暮らしをどのように変えていけるかを全国に対して目に見える形で示していくことを基本に、このたび、道州制に向けた先行的な取組みを行う「道州制プログラム」を策定しました。

道州制は国のかたちを根本から変える究極の分権改革であり、その実現にはまだまだ議論を積み重ねていく必要がありますが、道としては「道州制プログラム」に基づいて、具体的な取組みを一步一步進め、全国に先駆けた新しい自治のフロンティアを北海道から発信していきたいと考えています。

1 道州制をめぐる背景

地方分権の進展

地方分権は、地方の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものであり、平成12年4月1日、地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度が廃止されるなど、分権型社会へ向けての実質的なスタートが切られました。

現在、基礎自治体である市町村の行財政体制強化に向けた市町村合併の推進、国庫補助負担金、地方交付税及び税源移譲を含む国と地方の税源配分を見直す三位一体改革などが進められています。

道州制の導入の意義

国、都道府県、市町村の関係をこれまでの中央主導の縦割りの画一的な行政システムから、住民主導の个性的で総合的な行政システムへの転換を図る地方分権の流れをより確かなものとしていくため、地方への権限移譲の有力な受け皿となりうる新しい自治のかたちとして、道州制の導入に向けた取組みが重要となってきました。

なぜ、今、道州制か

地方分権の将来像としての道州制

機関委任事務制度の廃止や現在進められている三位一体改革、市町村合併の取組みは、地方分権を進める上では通過点にしか過ぎず、国と地方の役割を見直し、将来的な地方分権の姿として道州制を位置づけることにより、地方分権改革を一段と加速させることが期待できます。

地域の潜在力を引き出し、個性豊かな地域の発展

これまでの国を中心とした中央集権型の行財政システムは、戦後の高度経済成長や国土の均衡ある発展に寄与してきましたが、少子・高齢化が進行し、社会の成熟化が進む今日、多様化する地域の課題やニーズに対応し、厳しい状況が続く地域経済・雇用を再生するためには、地域の持つ潜在力が十分に発揮できる真に分権型の行財政システムの構築が急務です。

国における道州制の検討状況

都道府県を廃止して、新しい広域的な地方自治体として設置する道州制については、これまでも様々な提言がなされており、地方行財政制度の将来像としての統一的な考え方が形成されてきていない状況にありました。

このような中で、国においては、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会において、広域自治体としての都道府県のあり方の論議がスタートし、平成15年11月には、第27次の地方制度調査会の最終答申において、道州制に関し、道州制の導入の検討が必要であるとした上で、今後議論すべき論点が示されました。

今後、近く発足する第28次の地方制度調査会において、本格的な論議がなされることとなっています。

北海道における道州制の検討

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権のスタートが切られたことを契機として、道においては、将来的な分権型社会を展望して、広大な行政区域を有する北海道にふさわしい地方自治や地域主権の推進を図るため、平成12年5月に道州制検討懇話会を設置し、道州制の検討に着手しました。

平成13年2月には、同懇話会から道州制に関する報告書が出され、その後、市町村や経済団体などとの意見交換、パブリックコメントなどを行いながら、庁内外における論議を経て、平成15年8月、道州制を基本とした「分権型社会のモデル構想」を策定しました。

2 北海道が目指す道州制

道州制の目指す姿（地域主権の推進）

地域の特性を活かした活力ある地域社会づくり

北海道の各地域の持つ、歴史や文化、自然環境や気象条件など多様な特性を活かし、地域に暮らす住民のニーズに基づいて政策決定を行うことによって、住んでいることを誇りに思える、夢のある個性豊かで活力ある社会をつくります。

地域のことは地域が決めることができる社会づくり

地域住民の創意工夫と、限られた財源の選択と集中により、地域にとって最適な行政サービスの水準を実現することができる社会をつくります。

住民の参加による協働の社会づくり

住民が積極的に行政の政策形成や政策の推進に参画することにより、北海道経済の再建や様々な地域の課題の解決を図り、力強く自立の道を歩んでいく社会をつくります。

道州制の基本的な考え方

現行憲法に定める地方自治体としての道州制

アメリカ、ドイツのような憲法によって権限を連邦政府と地方政府（道州）との間で分割する連邦制ではなく、現行憲法の範囲内で実現可能な新たな広域的自治体としての道州制を目指します。

住民自治に寄与するものとしての道州制

道州の長や議員は、官選ではなく住民が選任し、住民自治の拡充に寄与する道州制を目指します。

地域主権の時代にふさわしい行政運営主体としての道州制

国からの権限や財源の移譲による地方分権推進の受け皿となり、地域主権の時代にふさわしい行政運営主体としての道州制を目指します。

地方財政調整制度を前提とする道州制

国が地域間の税源の不均衡を調整する地方財政調整制度を前提とする道州制を目指します。

国、道州、市町村の役割分担

道州制を実現するためには、道民、市町村、道がそのイメージを共有し、それぞれの役割を適切に果たしていくことが必要です。

基本的な役割

- ・ 国は、外交や安全保障など国家として本来果たすべきことや、必要最少限の範囲で地方を支援することなどにその役割を限定します。
- ・ 道州は、全道的に展開すべき広域的な役割を中心に、産業の振興、雇用政策、交通、社会資本の整備や先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担います。
- ・ 市町村は地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興などの行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担います。

道州と国の出先機関との関係

基本的な役割を踏まえ、道と国の出先機関との役割分担を見直し、産業の振興や雇用政策、交通、社会資本整備などの多くの分野については、新たな広域的自治体である道州が一元的に担っていくことが望ましいと考えています。

道州と市町村との関係

道では、今後、市町村と協議しながら、お互いの役割分担の明確化を図るとともに、市町村がより主体性を持って行政運営ができるよう、その能力などに応じて包括的な事務事業の移譲を進めていくことが望ましいと考えています。

道州の出先機関のあり方

広域分散で多様な地域からなる北海道では、現在、地域の総合出先機関として14の支庁を設置していますが、道州制の下でも道州が地域の特性に応じた政策展開を図るため、地域における道州の政策運営の役割や市町村を支援、連携・協力する役割を備えた出先機関を置く必要があり、検討中の支庁制度改革にあたって、このような視点を踏まえて検討を進めます。

国と地方の役割分担（主なもの）については、次ページの表に整理

税財源のあり方

道州制の下での財政システムは、適切な行政水準を確保した上で、コストとサービスの関係が見えやすく、地域の自由度の高い仕組みとなることが基本です。

国庫補助負担金による国の関与の大幅な縮小や税源の移譲を通じて、地方自らの判断で使える財源を増やし、地方の裁量と自己決定権の拡大を図ることが必要です。

自主的な財政運営が可能となるよう、一般財源による歳入の確保を基本に、税源の偏在が少なく安定した税収が確保できる地方税と地方交付税制度を組み合わせた財政システムの確立が必要です。

国と地方の役割分担(主なもの(案))

国が所掌する事務	地方が所掌する事務 道州と市町村の事務分担は、道と市町村が議論しながら決定
国の専掌事務	天皇・皇室 司法・立法 国政選挙 通貨、公定歩合、民事・刑事に関する基本ルール、公正取引の確保、金融、資本市場、貿易、物価の統制、工業規格、度量衡、知的所有権、郵便 国籍、税関、出入国管理、旅券 全国的な電波監理・気象業務 地方制度、国と地方公共団体との間の基本的ルール(道州間の財源調整を含む) 国の機関の組織(内部管理を含む)・税財政
生活	外交・防衛・安全保障 海難審判、海上保安、航空保安、その他の全国的な治安維持 公的年金・公的保険(医療保険、介護保険)、生活保護の基準の設定 伝染病予防、薬品の規制、医療従事者の資格その他の人の生命・健康・安全に関する基準の設定 警察、防災・消防 自然災害への一元的、迅速な対応 国民健康保険・介護保険の運営、生活保護の実施 保健医療福祉圏の設定 児童相談所、保健所、母子相談員、養護老人ホーム 保育所、保健(高齢者、母子)、福祉(高齢者、障害者)
人材	特に高度で専門的な学術・文化 義務教育に関する基準の設定等 高校、特殊教育学校 幼稚園、小中学校教育、生涯学習 小中学校教育の基本的枠組み (学級編成、教員配置など)
産業・雇用	全国の総合開発計画・経済計画の策定 基本食料・資源・エネルギーの確保等(食料・資源等の輸出入、食料自給など) 公的保険(失業保険)、労働基準 本道の総合開発計画・地域経済計画の策定 本道の地域特性に即した産業施策 (各種産業施策を一元的、総合的に企画立案、推進) (国営農業農村整備事業と道営農業農村整備事業、第3種漁港・4種漁港と第1種漁港・2種漁港などを一元的、総合的に整備・管理) 雇用対策(職業安定(職業紹介等)対策を地域が主体となって展開)
環境	地球規模の環境対策 地域の視点からの環境対策 (各種環境施策の総合的な企画立案・推進) (地域が主体となって国立公園・道立公園等を一元的に管理) (民有林と国有林が一体となった森林づくり)
基盤	全国を対象とする骨格的・基幹的な交通・通信基盤施設の整備・管理 (高速道路、新幹線など) 道州の区域を越える交通体系の調整、構築(航空交通管制など) 全国的に影響を有する特に高度で専門的な科学・技術 国勢調査等の全国的な統計調査 本道の社会資本の整備を地域の視点から推進 (国道と道道、一級河川などを一元的、総合的に整備・管理) (直轄砂防事業と補助砂防事業、直轄海岸事業と補助海岸事業などを一元的、総合的に整備・管理) (都市公園の整備・管理) (港湾の整備及び運営) 本道の交通体系を主体的に調整、構築 (各種交通計画や交通施策を一元的、総合的に企画調整、推進) 道内産業の活性化や道民の生活安定向上のための試験研究・研究開発 道内における各種統計調査

3 道州制の導入までのプロセス

道州制は、これまでの中央を起点とした仕組みから、地方を起点とした仕組みへと根本から改革しようとするものであり、その実現までには、国などにおける道州制に対する基本的な考え方の整理や国民合意、関係法律の改正など、様々な課題が山積しています。

また、現在進められている三位一体改革や地方分権の担い手たる基礎自治体である市町村の合併などの進展も見極めていく必要があります。

このようなことから、道州制の最終的な実現までには相当の時間を要するものであるが、道州制導入の意義が広く理解されるためには、本道の抱える課題や住民に身近な事柄について、モデル的、パイロット的な様々な取組みを「道州制の先行実施」として着実に積み重ね、その効果が道民に実感されることが重要です。

実現に向けたプロセス

道州制の
制度化に
向けた動き

ステップ1：先行実施

・4年間を目途に具体的なテーマに沿った事業を推進

規制緩和

規制緩和の実施（可能なものから）

権限

一部権限移譲

財源

統合補助金・交付金化及び一般財源化

事務事業

一元化に向けた取組み

国の方針決定

法整備の検討

ステップ2：取組みの拡大

・先行実施の成果などを踏まえ、事業の対象分野などを着実に拡大

ステップ3：道州制の本格実施

・新たな広域自治体である道州と国の地方支分部局の事務事業の一元化など本格実施

規制緩和

大幅な規制の緩和

権限

国が本来果たすべき分野以外について権限移譲

財源

一般財源化

事務事業

国と地方支分部局との一元化

道州制の本格実施

4 道州制の先行実施

北海道の位置づけ

北海道は、経済、生活文化、住民意識の面で一定の完結性と独自性を有する独立したブロックを形成しており、特に地理的には既に「道州」の形態にあります。

他府県との合併なしに道州制に移行できる北海道は、道州制の実現に向けて先導的、モデル的な役割を果たす上で最もふさわしい地域といえます。

先行実施のねらい

北海道経済の活性化と自立へのステップ（北海道の視点）

北海道の経済の活性化、豊かな自然環境や一次産業の潜在力の開花を通じて、北海道が「自立への道」を歩いていくための大きなステップとします。

三位一体改革や規制改革を加速（全国の見点）

国が進める三位一体改革や規制緩和を加速し、国民の暮らしや地域経済をどのように変えていけるのかを目に見える形で示す試みとします。

先行実施の見点

住民の見点に立った行政サービスの向上

道州制を国と都道府県の行政間における改革として捉えず、自治の主体は住民であることを基本として、その効果が実感できるよう住民生活に密接な課題に取り組みます。

地域主権の推進と行政の効率化

地域のことは地域が自らの責任のもとに決定できるよう、国の関与をできるだけ縮小し、行政事務の一元化を図り、その効率化を推進します。

民間活力の発揮

厳しい地方経済の現状を克服するためには、自由で創造的な活動を阻害する要因となっている制度や規制の緩和を進め、地域の持つ潜在力を最大限に引き出し、本道経済の再建に向け取り組みます。

先行実施の基本方向

先行実施にあたっては、将来の道州制の実現と、道州制に対する基本的な認識の共有のもとに、国との連携を図りながら、4つの基本方向に沿って推進します。

官から民への流れを拡大する規制改革

広域分散、積雪寒冷などの北海道の実情を踏まえ、自由で創造的な市民・民間の活動を阻害する要因となっている制度や規制の緩和を促進します。

国から道への大幅な権限移譲

許認可権限、事務事業の実施権限などを国から道へ大幅に移譲するとともに、道と市町村の適切な役割分担を検討し、市町村への権限などの移譲を推進します。

自由裁量を高める国から地方への財源移譲

地方の判断で事業実施が可能となるよう、自由裁量の大きい統合補助金の拡充や統合交付金制度の創設により、成果志向のきめ細かな政策を展開します。

国の地方支分部局との事務事業の一元化

道の行政区域と多くの国の出先機関の所管区域が一致している北海道だからこそできる改革として、国の地方支分部局との事務事業の一元化をモデル的・段階的に実施します。

取組みの概要

テーマ設定による取組み

道州制の先行実施にあたっては、地域経済の低迷や失業者の増加、少子高齢化や過疎化の進む地域の実情などを踏まえつつ、本道の抱える課題に即してテーマを設定し、各事業を連携させながら効果的な事業推進を図ります。

道州制モデル事業

平成16年度の国の予算において創設された「道州制の検討に資する北海道広域連携モデル事業」を活用し、地方の自主性や裁量性を生かした社会資本の整備を計画的に行います。

また、モデル事業の実施を通して、公共事業における補助基準の弾力化や対象事業の拡大などの課題・問題点の検証を行います。

推進方法 及び 推進体制

推進方法

道州制の先行実施を担当する内閣府と連携を図りながら、「道州制プログラム（仮称）」の着実な推進を図ります。

- ・実施期間 平成16年度をスタートとする4年間（H16～H19）

推進体制

「道州制プログラム（仮称）」の全庁的な事業推進のための体制を整備します。

各施策内容のローリング

道州制を実感できるよう、個々の事業を着実に推進し、その積み重ねが最も重要です。

そのため、今後とも道民や市町村などに取組み状況を周知するとともに、各方面からの道州制に関する提案や道民ニーズの変化などに的確に対応し、プログラムに反映するために、本プログラムに盛り込んだ各事業の実施状況を評価しつつ、毎年度事業を見直します。

市町村への権限などの移譲の推進

地域に身近な仕事は道民に最も近い市町村が担うことを基本として、道州制の先行実施にあたっては道が持つ権限などを市町村へ積極的に移譲していくことが大切です。

そこで、道と市町村の役割分担を踏まえた市町村への権限などの移譲を推進する体制を整備し、必要な取組みはプログラム事業として位置づけます。

6つのテーマ

世界に通ずる北海道観光の形成

北海道の優れた自然環境の保全

北海道らしい多様な農業・漁業の推進

きめ細かな産業・雇用政策の推進

災害に強い地域づくり

少子化・高齢化・過疎化に対応した住みよい社会づくり

世界に通ずる北海道観光の形成

目 的	<p>北海道は、雄大な自然景観や新鮮な味覚などの観光資源に恵まれ、国内で最も人気の高い観光地の一つとなっている。</p> <p>近年、国内のみならず東アジア地域を中心とする外国人観光客が着実に増加してきており、さわやかな夏や広大な雪景色など、異なる気候・風土を有する本道への観光需要の高まりが見られることから、国際的に通用する観光地を形成するための取組みの一層の推進を図る。</p>
道州制の 先行実施 のねらい	<p>本道経済の低迷や雇用情勢の悪化などに対応し、北海道の自立のステップとしていくため、基幹産業である観光産業を振興する。</p> <p>我が国では、ビジットジャパンキャンペーンにより外国人観光客の誘致を積極的に行っているが、北海道の有する自然環境は、冬や夏はもとより一年を通じて、特に東アジア諸国からの観光客にとって魅力あるものとなっていることから、規制の緩和等を進め、民間活力が発揮しやすい環境を整える。</p>
全 国 の モ デ ル とし ての 位 置 づ け	<p>北海道で先行的に外国人観光客を中心とした受入体制等の充実や魅力ある観光地づくりを進めることにより、他地域のモデルとなることができ、我が国の国際的な観光振興に貢献していく。</p>

国際的な観光の展開

- ・ C I Q業務の一部実施 地方公共団体職員の派遣により、業務の一部に従事
- ・ 東アジア等外国人観光客の 観光客等の短期滞在者に係るビザの相互免除
短期滞在に係る査証免除 (東アジア諸国及びサハリン州)
- ・ 通訳案内業法の基準緩和 資格者に限定されている通訳案内業をボランティア通訳
ガイドが可能となるよう規制を緩和
- ・ 一部外国エアラインの乗り入れ 旧共産圏諸国からの乗入曜日制限の解除
曜日の制限解除
- ・ 空港旅客ターミナル施設における 道内主要空港等ターミナル施設等における免税店の設置
輸入品を携行して出域する場合の
関税の免除

魅力ある観光地づくり

- ・ 国営公園の整備及び管理 国営公園の整備及び管理に関する権限・財源の移譲
- ・ 道路、河川等の施設使用規制の緩和 ... フィルムコミッション、オープンカフェなど
各種使用規制の許可制を届出制に緩和
- ・ 農業生産法人の農業関連事業範囲 都市住民の農業に対する理解を深めるための宿泊施設、
の拡大 アウトドア施設等の運営
- ・ 農漁家民宿に対する消防法の規制 ... 市町村の消防長及び消防署長の定めるガイドラインに
緩和 による簡易な消防用施設の認定

受入体制の整備

- ・ 国道等における道路案内標識 外国人観光客が快適に滞在するため、道路案内標識を
の多言語表示 外国語による表示
- ・ 観光業務に従事する外国人労働者の ... 道内観光従事者の外国人観光客への接遇能力の向上のため、
在留資格要件等の緩和 外国から観光関連の優秀な人材の受入規制の緩和

観光交流ネットワークの形成

- ・ 空港の一体的整備及び管理の推進 空港の整備及び管理の権限・財源を段階的に移譲
- ・ 国道、道道等の一体的整備及び管理 ... 国道及び道道等の権限・財源を段階的に移譲
の推進 (高規格道路を除く)
- ・ 2地点経由国際線の離発着料、 国内で2地点を経由する国際線に対する減免措置の実施
航空援助施設使用料の減免

北海道の優れた自然環境の保全

目 的	<p>北海道の雄大な景観や豊かな森林、さまざまな野生生物が息づく優れた自然環境を人類共通の財産として、将来にわたって大切に守り育てるとともに、健全な生態系の維持・回復を図るため、野生生物の適切な保護管理を推進するとともに、優れた自然地域の保全に努め、自然と人との共生の確保を図る。</p>
道州制の 先行実施 のねらい	<p>北海道は、原始性豊かな山岳や清らかな水をたたえる湖沼、広漠とした湿原、天然林を主体とする広大な森林や原野など、雄大な景観とさまざまな野生生物が息づく地域であるなど、優れた自然環境を有している。</p> <p>この優れた自然環境を保全していく上で、他府県との調整等を要することなく、独自の施策展開が可能である。</p> <p>このため、野生鳥獣の保護管理や自然公園、森林等に係る権限・財源の移譲、規制の緩和等により、迅速で効率的な整備や事務の簡素化を促進し、自己決定できるような環境を整える。</p>
全国 の モデル としての 位置づけ	<p>優れた自然環境の保全や野生生物の適正な保護管理の推進、森林の多面的機能の増進等において、自らの責任により決定できる仕組みや整備及び事務の効率化などを実施することにより、その取組内容や成果等を全国に発信し、新しい行政システムの構築に寄与していく。</p>

北海道らしい自然環境の保全

- ・ 国立公園利用調整地区に係る立入 利用調整地区に係る立入の認定及び指定認定機関の指定の認定等
に関する権限・財源の移譲
- ・ 地方公共団体が執行する国立公園 一定基準（規模、色彩等）を満たす場合の届出制への事業の変更承認
変更
- ・ 国定公園の公園計画の決定 国定公園の公園計画の決定に関する権限・財源の移譲

- ・ 国指定鳥獣保護区内での捕獲許可 国指定鳥獣保護区内での特定鳥獣保護管理計画に基づく、捕獲許可権限の移譲
- ・ 道指定鳥獣保護区特別保護地区の 環境省への協議を廃止し、届出制への変更指定に係る国への協議
- ・ 狩猟期間の決定 地域の実情に応じた狩猟期間の決定権限の移譲
- ・ 危険猟法の許可 危険猟法（麻酔薬の使用等）の使用許可権限の移譲
- ・ 狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定 ... 鳥獣の種類毎の狩猟期間を通じた総捕獲数の設定（希少種を除く）
- ・ 独自の狩猟免許区分の決定 野生鳥獣の保護管理を専門とした免許制度の創設

- ・ 廃棄物処理施設設置の許可基準等 廃棄物処理施設設置の許可基準等の設定権限の移譲の設定
- ・ 廃棄物の再生利用に係る認定 再生利用の特例に係る認定権限及び特例の対象となる廃棄物を定める権限の移譲
- ・ 農用地内の河畔林整備 農用地における河畔林の整備に係る農地転用規制の緩和

北海道らしい森林づくり

- ・ 民有林と国有林とが一体となった 民有林と国有林とが一体となった森林づくりを進めるための連携強化
森林づくり

- 〔 ・ 森林整備協定締結の一層の促進 〕

- ・ 保安林の指定・解除等 民有林に係る保安林の指定・解除等の権限の移譲と事務区分や国への協議の見直し

- ・ 民有林直轄治山事業の実施 民有林直轄治山事業の実施に係る権限・財源の移譲

北海道らしい多様な農業・漁業の推進

目 的	北海道においては、健康・安全志向など消費者ニーズの多様化に対応し、これまで以上に安全で良質な食料の供給に努めるとともに、環境に配慮した生産の推進や生産基盤の整備、技術力の向上などを図り農業・漁業の振興を図る。
道州制の 先行実施 のねらい	農業・漁業などの一次産業は、北海道の基幹産業であるとともに、とりわけ、我が国最大の食料供給基地としての地位を確保している。 一次産業の潜在力の開花を通じて、農業・漁業が持続的に発展していくための大きなステップとするため、権限移譲や規制緩和等により、豊かな自然環境と資源を活用し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組みが促進される環境を整える。
全国 の モデル としての 位置づけ	地域の実情に応じた農業・漁業の生産基盤の整備や活力ある農漁村づくりを進め、その取組内容や成果を全国に情報発信し、地域の活性化に寄与していく。

地域の実情に応じた生産基盤の整備

- ・国営農業農村整備事業の実施 …… 農業農村整備事業の実施に係る権限・財源の段階的移譲

〔・農地整備を主体とした事業の
新規調査地区から実施〕

- ・直轄特定漁港整備事業の …… 第3、4種漁港の次期整備計画作成に係る連携強化
連携強化

〔・次期計画作成に向けた調査・
検討の連携した実施〕

活力ある農漁村づくり

- ・農地転用許可 …… 農地転用許可権限の移譲

〔・4ha超の場合の権限移譲
・2ha超4ha以下における
協議の廃止〕

- ・農業生産法人の農業関連 …… 都市住民の農業に対する理解を深めるための宿泊
事業範囲の拡大（再掲） 施設、アウトドア施設の運営

- ・農地の権利取得後の下限面積 …… 面積の基準を廃止又は緩和する等、地域の実情に
要件の緩和 応じた基準の設定

- ・農漁家民宿に対する消防法の …… 市町村の消防長及び消防署長の定めるガイドライン
規制緩和（再掲） による簡易な消防用設備等の認定

- ・市町村等による内水面の管理 …… 市町村や関係団体などによる遊漁規則の設定
活用

きめ細かな産業・雇用政策の推進

目 的	<p>本道の経済雇用情勢が、深刻な状況におかれている中において、地域経済の現状と課題にきめ細かに対応した新たな産業・雇用政策の総合的な推進を図り、活力ある民間活動に支えられた北海道経済と雇用環境の実現を図る。</p>
道州制の 先行実施 のねらい	<p>全国的にも極めて厳しい状況にある北海道の経済・雇用情勢に的確に対処するため、地域の持つ新しい産業の芽を育てていくなど、本道の潜在能力を十分発揮しながら、「自立への道」を歩いていくための大きなステップとなるよう産業・雇用政策を推進する必要がある。</p> <p>このため、新事業・新産業の創出や地域の特性に応じた雇用機会の創出と人材育成のための規制の緩和等を進め、民間活力が発揮しやすい環境を整える。</p>
全国 の モデル としての 位置づけ	<p>北海道において、きめ細かな産業・雇用政策を推進することにより、その取組内容や成果等を全国に情報発信し、地域活性化に寄与していく。</p>

産学官が連携した新事業・新産業の創出

- ・環境負荷の少ない新燃料等の利用促進 広大な立地環境などの地域特性を踏まえ、個別法ごとに安全確保規制の緩和
- ・研究者等外国人高度産業人材の入国・滞在規制の緩和 在留期間の延長、及び滞在許可要件の緩和
- ・外国人研究者等の入国、在留申請の優先処理 入国、在留申請処理の優先処理
- ・ベンチャー企業のエンジェル税制の強化・拡充 投資額の一定割合の税額控除と出資に係る損失の他の一般所得と通算、及び損失の繰越期間延長

産業拠点の形成・産業基盤の整備促進

- ・港湾の整備及び運営の一体的な推進 港湾計画の策定、港湾区域・臨港区域を定める事務などの移譲
- ・国道、道道等の一体的整備及び管理の推進（再掲） 国道及び道道等の権限・財源を段階的に移譲

地域における事業展開の支援

- ・最低資本金規制特例の確認手続きの実施 最低資本金規制特例による創業者の確認手続きの事務を道で実施
- ・地域通貨の活用環境の整備 地域通貨の事業所 - 消費者間の複数回利用等活用を促す環境の整備

地域の特性に応じた雇用機会の創出と人材育成

- ・職業訓練科目等に係る設置基準の緩和 施設内公共訓練及び認定訓練の長期訓練に係る訓練定員等の基準緩和
- ・市町村が実施する雇用創出事業に対する支援等 地域特性に応じた雇用創出支援策の実施のための統合補助金、統合交付金を創設

災害に強い地域づくり

目 的	道民生活の安全確保を図るため、国と道など関係機関との防災関係情報の共有化を進めるとともに、河川や砂防等の社会資本を総合的・一体的に整備することにより、効率的・効果的に災害に強い地域づくりの推進を図る。
道州制の 先行実施 のねらい	広大な面積を有する北海道においては、多く道路や河川があり、それらの公共施設の管理は、区間毎に国、道、市町村に分割されており、防災関係情報の共有化・一元化を図るとともに、河川や道路、森林などを一体的に整備及び維持管理を行うことにより、効率的・効果的な国土保全施設の整備を進めるなど、災害対応の総合的かつ迅速に実施できる環境を整える。
全 国 の モ デ ル としての 位置づけ	広域性を有する北海道において、全国に先駆けて、国と地方の役割分担を再構築して、その取組内容や効果等を全国に情報発信し、新しい行政システムが構築されるように寄与していく。

安全性の高い国土保全施設の整備

- ・直轄砂防事業の一体的整備 直轄砂防事業の権限及び財源の移譲及び管理の推進
- ・直轄海岸事業の整備 直轄海岸事業の権限及び財源の移譲
- ・2級河川の一体的整備の推進 特例に基づき規定されている工事施工の廃止
- ・1級河川の一体的整備及び 1級河川の河川管理権限・財源を段階的に管理の推進 移譲
- ・国道、道道等の一体的 国道及び道道等の権限・財源を段階的に移譲整備及び管理の推進（再掲）
- ・公共施設管理情報システム 道と国の気象情報や道路などの管理情報の整備 一元化・共有化
- ・防災対策等の一元化の実施 防災体制や装備を一元的に管理

予防体制の強化

- ・民有林と国有林とが一体と 民有林と国有林とが一体となった森林づくりを進めるための連携強化
なった森林づくり（再掲）
- ・避難施設の整備 屋内運動場など公立学校施設を地震防災対策特別措置法における耐震補強工事の採択要件への追加

少子・高齢化・過疎化に対応した住みよい社会づくり

目 的	<p>道内のどこで暮らしていても、穏やかに安心して暮らすことができることを基本に、ゆとりやうるおい、生きがいを感じながら、いきいきと暮らせる地域社会を目指し、子育てなど道民生活を支えるきめ細かなサービスの提供を図る。</p>
道州制の 先行実施 のねらい	<p>広大な地域に人口が分散している北海道においては、少子・高齢化、過疎化が進行し、社会の成熟化が進む中、医療や福祉、子育てなどについては、住民の視点に立った行政サービスを提供していくことが重要である。</p> <p>このため、医療や福祉などの規制の緩和などを行い、地域自らが決定できる環境を整える。</p>
全 国 の モ デ ル としての 位置づけ	<p>少子化・高齢化・過疎化の進行が著しい北海道において本事業を実施することにより、その取組内容や効果等を全国に情報発信し、全国的な住民サービスの向上に寄与していく。</p>

子育て支援の充実

- ・ 幼保一元化に向けた法令基準の緩和 幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準等の緩和、統一化及び運営費助成の統合化
- ・ 子育て支援施設としての学校の利用要件の緩和 市町村立小・中学校に係る財産処分の承認要件を緩和し、NPO法人等も対象
- ・ 市町村立幼稚園の設置の緩和 市町村立幼稚園の設置廃止等について、認可制を届出制

地域医療の充実

- ・ 医師標準数の設定 地方における実情に即した医師標準数を道が設定
- ・ 自治体病院等の再編整備に向けた病床規制の緩和 標準病床数の特例設定に関する「厚生労働大臣の同意」規定を廃止し、都道府県の裁量による基準病床数の設定

自立を支える介護・福祉サービスの推進

- ・ 地域実情に即した介護基準の緩和 ヘルパー人数などの事業者の指定基準や介護報酬単価を地域の実情に即して設定
- ・ 社会福祉施設の施設整備基準の緩和 社会福祉施設を合築時などに、共有可能な施設設備等を活用できるよう施設基準の緩和

住民サービスの充実

- ・ 税務相談、広報事務の共同実施 税務に係る相談や広報事業を一元的に実施
- ・ 自動車保有関係手続のワンストップ化に伴う自動車税の車検時納入制度の導入 自動車保有関係のワンストップサービスの構築を機に、自動車税を車検時に3年又は2年分をまとめて納付するシステムに改正
- ・ 法人設立等手続届出情報システムの整備 国と道が共同で法人届出情報に係るデータベースを構築

テーマ	規制緩和	権限移譲（事務事業の一元化）
世界に通ずる北海道観光の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ C I Q 業務の一部実施 ・ 東アジア等外国人観光客の短期滞在に係る査証免除 ・ 通訳案内業法の基準緩和 ・ 一部外国エアラインの乗り入れ曜日の制限解除 ・ 空港旅客ターミナル施設における輸入品を携行して出域する場合の関税の免除 ・ 道路、河川等の施設使用規制の緩和 ・ 農業生産法人の農業関連事業範囲の拡大 ・ 農漁家民宿に対する消防法の規制緩和 ・ 国道等における道路案内標識の多言語表示 ・ 観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件等の緩和 ・ 2 地点経由国際線の離発着料、航空援助施設使用料の減免 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営公園の整備及び管理 ・ 空港の一体的整備及び管理の推進 ・ 国道、道道等の一体的整備及び管理の推進
北海道の優れた自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が執行する国立公園事業の変更承認（小規模耕作物の設置等を届出制へ） ・ 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る国への協議 ・ 農用地内の河畔林整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園利用調整区域に係る立入の認定等 ・ 国定公園の公園計画の決定 ・ 国指定鳥獣保護区内での捕獲許可 ・ 本道に適した狩猟制度の創設（狩猟期間の決定等） ・ 廃棄物処理施設設置等の基準等の設定 ・ 廃棄物の再生利用に係る認定 ・ 民有林と国有林とが一体となった森林づくり ・ 保安林の指定・解除等 ・ 民有林直轄治山事業の実施
北海道らしい多様な農業・漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産法人の農業関連事業範囲の拡大 ・ 農地の権利取得後の下限面積要件の緩和 ・ 農漁家民宿に対する消防法の規制緩和 ・ 市町村等による内水面の管理・活用（遊漁規則の設定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業農村整備事業の実施 ・ 直轄特定漁港整備事業の連携強化 ・ 農地転用許可
きめ細かな産業・雇用政策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ない新燃料等の利用促進 ・ 研究者等外国人高度産業人材の入国・滞在規制の緩和 ・ 外国人研究者等の入国、在留申請の優先処理 ・ ベンチャー企業のエンジェル税制の強化・拡充 ・ 地域通貨の活用環境の整備 ・ 職業訓練科目等に係る設置基準の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾の整備及び運営の一体的な推進 ・ 国道、道道等の一体的整備及び管理の推進 ・ 最低資本金規制特例の確認手続きの実施
災害に強い北海道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 級河川の一体的整備の推進 ・ 避難施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄砂防事業の一体的整備及び管理の推進 ・ 直轄海岸事業の整備 ・ 1 級、2 級河川の一体的整備及び管理の推進 ・ 国道、道道等の一体的整備及び管理の推進 ・ 民有林と国有林とが一体となった森林づくり
少子化・高齢化・過疎化に対応した住みよい社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保一元化に向けた法令基準の緩和 ・ 子育て支援施設としての学校の利用要件の緩和 ・ 市町村立幼稚園の設置の緩和（届出制） ・ 自治体病院等の再編整備に向けた病床規制の緩和 ・ 地域実情に即した介護基準の緩和 ・ 社会福祉施設の施設整備基準の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師標準数の設定 ・ 税務相談、広報事務の共同実施 ・ 自動車保有関係手続のワンストップ化に伴う自動車税の車検時納入制度の導入 ・ 法人設立手続届出情報システムの整備

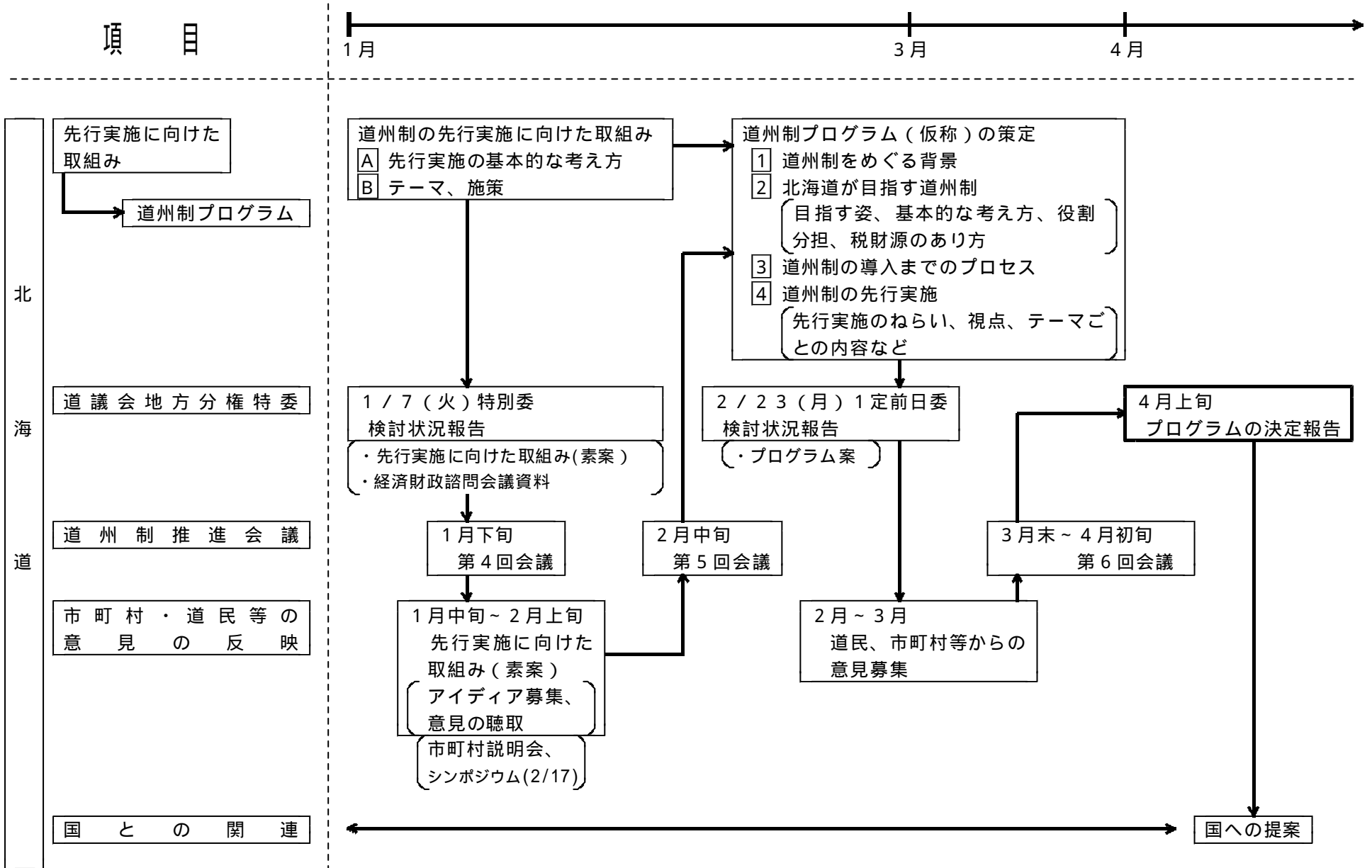
財 源 移 譲	そ の 他	テ ー マ
<ul style="list-style-type: none"> 権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設 		<p>世界に通ずる北海道観光の形成</p>
<ul style="list-style-type: none"> 権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設 		<p>北海道の優れた自然環境の保全</p>
<ul style="list-style-type: none"> 権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の裁量のできる「食と農の再生資金（仮称）」の創設 	<p>北海道らしい多様な農業・漁業の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> 権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度など 市町村が実施する雇用創出事業に対する支援など地域特性に応じた雇用創出事業の推進のための統合補助金の拡充、統合交付金の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地商業活性化のための基金の造成 	<p>きめ細かな産業・雇用政策の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> 権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設管理情報システムの整備 防災対策等の一元化の実施 	<p>災害に強い北海道づくり</p>
		<p>少子化・高齢化・過疎化に対応した住みよい社会づくり</p>

国が所掌する事務とその考え方について(案)

(地方6団体の「地方分権の推進に関する意見書(H6.9)」をベースに整理)

国の所掌事務	説 明
<p>次に掲げるものに限定</p> <p>天皇、皇室 外交、防衛、安全保障 司法、<u>立法</u> 国政選挙 通貨、公定歩合、民事・刑事に関する基本ルール、公正取引の確保、金融、資本市場、貿易、物価の統制、工業規格、度量衡、知的所有権、郵便 国籍、税関、出入国管理、旅券 海難審判、海上保安、航空保安、その他の全国的な治安維持</p> <p>全国の総合開発計画及び経済計画の策定 公的年金、公的保険、労働基準、基本食料の確保、資源・エネルギーの確保等</p> <p>全国的な電波監理・気象業務 全国的に影響を有する特に高度で専門的な科学・技術、学術・文化、環境対策等</p> <p>伝染病予防、薬品の規制、医療従事者の資格に関すること及びその他の人の生命・健康・安全に関する基準、生活保護に関する基準、義務教育に関する基準等の設定</p> <p>国勢調査等の全国的な統計調査 全国を対象とする骨格的・基幹的な交通・通信基盤施設の整備・管理(道州の区域を越える活動に対する調整等を含む)</p> <p>地方制度、国と地方公共団体との間の基本的ルール(道州間の財源調整を含む) 国の機関の組織(内部管理を含む)・税財政</p>	<p>憲法上(第1条他)の要請事項 一つの国家としての国際対応が不可欠な事項 憲法上(第41条他)の要請事項(国会は国の唯一の立法機関) 憲法上(第14条1項)の要請事項(法の下の平等;選挙人の投票の価値の平等) 国民、国内企業に、自由な活動の機会を平等に保障することが求められる事項。また、全国的にルールを統一しなければ国民の諸活動に混乱を来す恐れがある事項 国際対応上一つの国家としての権威付け、取り扱いなどが必要な事項 個人、企業等による活動の範囲が国内外に広範囲に及ぶため、国による一元的な対応が求められる事項 道州のエリアを超えた全国的な視点からの計画の策定に関する事項 国民のナショナルミニマムの維持・達成に関する事項。公的年金・公的保険は、全国的な規模での制度運用によって地域間のアンバランス(年齢や人口構成等)の調整、制度の安定性を確保する事項。労働基準は全ての労働者の生命、健康を守るために統一性が求められる事項。基本食料・資源・エネルギーの確保等は、国民生活上不可欠な基礎的資源を全国的に需給調整する事項。 道州のエリアを跨って執り行うことに合理性が認められる事項 特に高度な基礎研究や研究開発など、国家間の協力が欠かせない事項、地方自治体が個別に処理することが非効率あるいは予算規模から限界のある事項 国民の生命、健康を守るために、地域の独自性よりも全国的な統一性に合理性が認められる事項。生活保護は、憲法上(第25条)の要請事項(国民の生存権)。義務教育に関する基準の設定は、全ての国民に対し一定の教育水準を保証するための基本的事項。 道州のエリアを超えた国全体の状況の把握が欠かせない事項 道州のエリアを超えた全国的な視点からのプロジェクト的な事業の実施に関する事項。カッコ内は、道州同士による調整に膨大なロスを生むことが予想され、道州のエリアを超えて調整・企画立案を行うことに合理性が認められる事項 国が地方自治体を国民国家として統合していくための基本事項(地域間の財源調整は、モデル構想でも国の役割として整理) 国家の存立基盤としての事項</p>

道州制プログラムの策定スケジュール（想定）



道州制の先行実施における取組事項の充実について

項 目	内 容	提出期限
一般道民からの募集	ホームページによる提案募集 1/13 実施済み	2 / 13
市町村等に対する説明会の開催	提案事項についての文書照会 1/23 実施済み 道州制説明会の開催 1 / 29 (木) 帯広市 2 / 02 (月) 旭川市 2 / 03 (火) 網走市 2 / 05 (木) 札幌市 2 / 06 (金) 釧路市 2 / 10 (火) 函館市 市町村との意見交換会の開催 1 / 14 (水) 稚内市、江差町 2 / 03 (火) 余市町 2 / 09 (月) 函館市 2 / 13 (金) 旭川市 2 / 17 (火) 苫前町	2 / 9
道州制シンポジウム	2 / 17 (火) 札幌市	
経済団体等への照会	経済団体等への照会 1月下旬 ・経済4団体 ・運輸関係団体 など	2 / 9

道州制北海道モデル事業に係る基本的な考え方

1 道州制の検討に資するモデル事業の取組み

地方自らの裁量で事業を決定することや限られた財源の中でいかに効率的に住民ニーズに沿った政策展開が図られるかといった道州制に向けた検討課題を踏まえ、次の観点でモデル事業の組立てを行う。

国の関与を大幅に縮小し、地方の裁量で事業を決定	[統合補助金の拡充]
事業分野にとらわれない予算の執行	[事業別シェア固定化の打開]
各種施策を組み合わせた複合的な施策の展開	[直轄・補助事業の連携]
補助基準の弾力化	[北海道スタンダード、ソフト事業への活用]
従来型補助事業（公共事業）との差別化	[短期集中型での事業実施など]

2 具体的な事業の選定

道州制先行実施のテーマである6分野（観光、環境、農業・漁業、産業・雇用政策、災害対策、安心）を念頭に置き、各テーマに沿って、各種計画等から上記1の観点をもって事業を抽出する。

北海道新生プラン
第3次長期総合計画の後期計画「リーディング・プログラム」
パートナーシッププロジェクト など

3 事業計画の策定

- ・ 事業期間は平成16～19年度（4年間）
- ・ 成果目標・アウトカム指標の設定・公表
- ・ 地域意向の反映 ～ 市町村への説明、地域連携会議等の活用
- ・ 直轄・補助事業の連携、ソフト事業の活用
- ・ 横断的な庁内組織による計画策定（3月末までに策定予定）
- ・ 推進管理～補助基準の弾力化、対象事業の拡大などの課題・問題点の検証